最終更新日：2021年12月14日

株式会社 コメ兵ホールディングス
代表取締役社長 石原　卓児
問合せ先：執行役員　管理本部長　興津　旬也
証券コード：2780
https//.komehyohds.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主はもちろんのこと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹するべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④】
現在、当社の株主構成における海外投資家の比率は相対的に低いと考えております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットホームの利用等）や招集通知等の英訳等については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望や各種手続き・費用等を勘案しつつ、外国人株主比率等の推移を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則2－4①】
当社は、当社のミッション、ビジョン、バリュー及び企業価値向上の実現のために、多様な価値観を育むダイバーシティの取組みが重要であると考えております。そのため、女性、外国人、職歴をもつキャリア採用など、多様な人財の確保に努めております。また、それぞれの特性や能力を活かせる職場環境の整備やマネジメント層の教育など積極的に進めております。女性、外国人、中途採用者の管理職への登用の目標値は設定しておりませんが、能力ある人材を積極的に登用する方針です。

【補充原則3－1③】【補充原則4－2②】
コメ兵ホールディングスにとってサステナビリティはビジネスモデルそのものです。今なお大量の商品が作り続けられ、消費され、廃棄され続けており、それにより世界各地で様々な環境破壊が起こっています。「つくる責任 つかう責任」は現代の消費社会において、必ず解決しなくてはいけない大きな課題であり、その解決そのものをビジネスとしているのが当社グループです。

＜サステナビリティについての取り組み＞
当社のサステナビリティについての取り組みに関しての考え方及び取り組みにつきましては、以下をご参照ください。
「コメ兵ホールディングスのサステナブルな取り組み」https://komehyohds.com/sustainability/
また、グループの取り組みに関しましては、随時TOPICSとして情報を更新しております。
「コメ兵ホールディングスTOPICS」https://komehyohds.com/topics/
そのうえで、中長期的なサステナビリティに関する取り組みや基本方針、マテリアリティの設定につきましては、今後の中期経営計画とともに策定し、グループ全体で取り組んでまいります。また、人的資本や知的財産への投資等を開示することについては、今後検討してまいります。

【補充原則4－11①】
当社は、「取締役会の構成」、「取締役の資格及び指名手続き」について、次のとおり定めております。

「取締役会の構成」
1．当社の取締役会の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く）11名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする。
2．上記のうち、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役は2名以上とする。

「取締役の資格及び指名手続き」
1．当社の取締役は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならない。
2．当社の取締役候補者決定に際しては、性別、年齢にかかわらず、当社業績、企業価値向上への貢献度、キャリア、能力、資質などを考慮した各取締役からの推薦を基に、取締役会で審議、決定する。
3．当社の社外取締役候補者については、性別、年齢にかかわらず、当社のビジネスモデル、経営理念に対する深い理解、共感があり、財務・会計、経営、コンプライアンス等各種の分野で高い知識、豊富な経験を有した人材を選任することとし、多様性等のバランスに配慮することとする。
なお、取締役のスキル・マトリックスをはじめ、取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。また、独立社外取締役2名は社外役員になること以外の方法で会社経営経営に関与したことはありませんが、高い見識と幅広い経験を有し、業務執行に対する助言・監督等適切な役割を果たして頂いております。

【原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、子会社を含めたグループ全体の中期経営計画を策定し、中期的な成長を目指す上での出店計画を含む事業戦略や売上高、営業利益等の目標値を、当社ＷＥＢサイト等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明することとしております。また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会等のIRの場を通じ、適宜説明を行っております。
今後、資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本的方針、収益力・資本効率等に関する目標について検討し、具体的なプランに関する説明を充実させるようグループ全体で取り組んでまいります。

【補充原則5－2①】
経営戦略の策定にあたっては、各セグメントの事業特性、収益性、財務面に対する影響等を総合的に勘案したうえで、最適なポートフォリオの構成に努めるとともに事業領域の変化に伴う対応を適宜行うこととしております。現段階では事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況についてを中期経営計画に織り込む等での開示はしておりません。今後資本コストを踏まえた経営戦略等の策定に際し、事業ポートフォリオに関する方針や事業ポートフォリオの見直しの状況についての開示に関しても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．政策保有株式】
当社では、取引の維持・強化・連携により、事業の拡大、発展のために企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の関係などを総合的に勘案し、一部取引先の株式を政策的に保有しておりますが、その保有株式が前期末の当社連結総資産に占める割合は0.1%、純資産に対しては0.3%と、財務バランスに与える影響は軽微であります。当該株式の保有については、当社グループのリユースビジネスに欠かすことのできない買取強化にかかる運転資金や出店等の設備投資資金等の調達面でのご協力や人事、出店関連を含む経営全般にかかる各種情報の提供やアドバイスをいただいており、当該取引先各社との長年にわたる信頼関係に基づいた安定的な取引が、当社グループの経営やひいては業績に今後も寄与するものであると考えております。従いまして、株価変動等のリスクを考慮してもなお、経済的メリットがあると考えております。なお、当該株式の保有方針については、取引先との取引状況や双方の経営状況等に関する定期的な情報交換等を踏まえ、毎年、取締役会にて保有に関する合理性など、確認、検討を行うこととしており、取引状況を含む株式保有の経済的メリットが十分にないと判断される場合は縮減の検討を行うこととしております。
また、政策保有株式に係る議決権の行使については、取締役会メンバーにおいて、投資先企業の経営状況や議案の内容等について情報共有の上、投資先企業や当社の中長期的な企業価値向上の観点から審議し、判断を行うこととしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2－6．企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】
当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。企業年金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることをふまえ、運用の目標が十分達成できているか、必要に応じた資産構成の見直しが行われているか等につき、運用機関から企業年金担当者・担当部門に対して定期的に報告を受けるとともに、スタンスの変化等の対話を行うことにより適切なモニタリングを行っております。
また、これらのモニタリング活動等を行うに必要な経験や資質を備えた人財を担当部門に配置するとともに、担当者を各種研修参加等により育成していくことにより、今後も適切な運用環境を整備してまいります。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 企業理念、経営理念、中期経営計画等を当社WEBサイトに掲載しております。
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社WEBサイト、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(3) 経営陣の報酬につきましては、固定報酬の他、インセンティブとして連結及び担当事業の「売上高」及び「営業利益」の達成状況や業務の貢献度等に応じて一定の基準や評価に基づき支給される短期インセンティブがあり、インセンティブの報酬に占める割合は1～3割となっております。決定プロセスにおいて、社外取締役中心の「コーポレートガバナンス委員会」の諮問・審議を経ることとしております。「売上高」及び「営業利益」を業績連動報酬等の基礎とした理由は、業績管理上、連結を含むグループ各社の重要指標と認識しており、グループ各社の中期経営計画策定上の重要管理指標となっているためであります。
また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスク、利益の共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指しており、現在、業務執行取締役は全員加入し、固定報酬から自発的に拠出する形をとっております。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社外取締役中心のコーポレート・ガバナンス委員会において、取締役の職位係数に基づき算出される子会社役員の兼務状況など業務の負荷手当を加算した「固定報酬」と業績の達成度や業務の貢献度に応じて算出される「業績連動報酬」(現金)の諮問・審議を勘案して決定する権限を有しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
(4) ＣＥＯを含む取締役、経営陣幹部の選任や解任については、これまでの当社業績、企業価値向上への貢献度、キャリア、能力、資質、チームワークで経営にあたることのできる人柄等を総合的に判断し、社外取締役中心の「コーポレート・ガバナンス委員会」に諮り、十分に審議、検討の上、取締役会に上程し、決定することとしております。
(5) 新任取締役候補者、社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1①】
当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。取締役会においては、経営方針、中期経営計画、年度予算、資本政策、決算、役員・幹部社員等の重要人事など、経営上重要な事項についての審議、決定を行っております。各役員、幹部社員については、各自部門のマネジメントを委ねておりますが、金額等の重要性判断基準を設け、適切に業務の運営を行うこととしております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立性判断基準を以下のとおり定めております。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれの判断基準にも該当しない者をいう。
(1)　現在または最近10年間において、当社および当社関連会社の業務執行者（注1）であった者
(2)　当社を主要な取引先とする者（注2）または、当社の主要な取引先である者（注3）で、いずれも最近5年間においてその業務執行者であった者
(3)　最近3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう）
(4)　最近5年間において、当社の議決権の5%以上を保有する大株主、またはそれが法人等である場合の業務執行者である者
(5)　最近5年間において、当社またはその関連会社の監査法人に所属していた者
(6)　最近3年間において、当社から多額の寄付（注5）を受けている者、またはそれが法人等である場合は、当該法人等の業務執行者である者
(7)　当社または関連会社から役員を受け入れている会社の業務執行者である者
(8)　上記1～7に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

(注1)　業務執行者とは業務執行取締役、執行役員、部長以上の上級管理職にある使用人をいう
(注2)　当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度及びそれに先行する3事業年度における売上高の2%以上の支払を当社から受けた者(主に仕入先)をいう
(注3)　当社の主要な取引先である者とは、直近事業年度及びそれに先行する3事業年度における売上高の2%以上の支払を当社に行った者(主に売上先)をいう
(注4)　多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体については当団体売上高の2%以上の額をいう
(注5)　多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう

【補充原則4－11②】
　当社は、社外取締役を除く取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めております。加えて、関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認するアンケートを実施しており、全取締役の兼任状況について管理する体制を構築しております。
　その結果は毎年定時株主総会の事業報告書において開示を行っております。
　業務執行取締役全員は、当社グループ以外の上場会社の社外役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。
　監査等委員である取締役全員は他の上場会社の役員は兼任しておりません。それにより、常勤監査等委員は、監査の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4－11③】
　当社の取締役会は、「取締役会の構成」、「議題の選定」、「取締役会の運営方法」、「取締役会の体制」、「攻め・守りのガバナンス」等について役員全員にアンケートを実施し、評価、分析を行い、内容について議論を行いました。
評価、分析のポイントは次のとおりであります。
①任意の諮問委員会であるコーポレートガバナンス委員会を立ち上げ、主に業績連動の考え方を取り入れた役員報酬制度や取締役選任議案について審議がなされたことで、諮問委員会の立ち上げ、活動にかかる一定の評価を得られた。
②「取締役のトレーニング」については、会計、ガバナンス、会社法、SDGsなど、最新の動向等多面的な勉強会を実施した。今後、さらに社外取締役の知見やアドバイスを生かせるよう工夫したい。
③「資本コスト、資本効率、事業ポートフォリオの観点での中期計画」については、今後、中期計画の策定にからめ、検討していきたい。

【補充原則4－14②】
　当社の監査等委員を含む取締役は、その役割や責務を果たすため、当社の営業状況、財務状態、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の経営全般について、常に能動的に情報収集に努めなければならないとしております。
　その上で、新任者をはじめとする取締役に対して、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、必要となるトレーニングの機会を以下のとおり提供することとしております。

「全取締役に対してのトレーニング」
・会社法、コーポレート・ガバナンス等に関する講演、セミナーに基づく社内勉強会の実施
・月次、四半期決算毎の会社業績や現状の取り組み、重要課題等について、担当部門からの説明を基に共通認識、情報の更新を行う

「社内取締役に対してのトレーニング」
・就任時、役員としての心構え、会社法、コーポレート・ガバナンスについてなどの外部の新任取締役セミナーへの参加
・インサイダー取引防止等全社員向けコンプライアンス勉強会への参加
・各自所属する団体のセミナーや勉強会への参加、取締役会内における情報共有

「社外取締役に対してのトレーニング」
・就任時、当社の事業内容、組織・運営体制、経営戦略、中期経営計画等に関する説明
・主力店舗、事務所等の見学
・各自所属する団体のセミナーや勉強会への参加、取締役会内における情報共有

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社では、以下の「IRポリシー」に基づき、株主や投資家の皆様に積極的にIR活動をしていくこととしております。

「IRポリシー」は、当社のWEBサイトに以下のとおり掲載しております。

基本方針
・当社は、IR活動を通じ、株主・投資家・証券アナリストなど市場の皆様へ、企業価値向上に必要な情報を適時・適切に開示いたします。また、「正確性」・「公平性」・「継続性」をもって積極的にIR活動を実践していくことで、皆様からの信頼と適切な評価を得られるよう努めてまいります。

情報開示の基準
・当社は、金融証券取引法の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い情報開示を行います。その他の情報についても、投資判断に影響を与える重要情報や当社に対する理解の促進に資すると考えられるものに関しては当社WEBサイトへの掲載などを通じて公平な情報開示に努めます。

情報開示の手段
・適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所のTDnetを通じて開示し、当社WEBサイト上にも速やかに掲載いたします。

　IRの体制、取り組み状況については、当社では、IR・広報部がIRを担当しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するとともに、逐次、ニーズに対応した店舗見学会、スモールミーティング、個別面談等を実施しております。また、株主・投資家に対し当社WEBサイトにおいて決算説明会資料を開示するなど、公平なディスクロージャーに努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KI	923,300	8.42
株式会社I－BELIEVE	880,000	8.03
株式会社YSS	727,000	6.63
株式会社SI	577,200	5.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	556,600	5.08
コメ兵ホールディングス社員持株会	412,752	3.76
株式会社TMS	341,000	3.11
石原　卓児	321,200	2.93
島澤　忠史	278,400	2.54
石原　佳代子	273,300	2.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※「大株主の状況」につきましては、2021年9月末現在のものとなっております。
持株比率は自己株式(300,604株)を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
皆見　幸	公認会計士											
村瀬 桃子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
皆見　幸	○	○	―――	公認会計士、税理士として企業会計及び税務に精通し、監査法人での経験から企業経営を監査、監督する十分な見識並びに経験を有していることから、社外取締役に選任しております。また、当社と皆見氏との間には特別な利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を独立役員として指定しております。

村瀬 桃子	○	○	―――	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、経営全般の監視をお願いするとともに、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、社外取締役に選任しております。また、当社と村瀬氏との間には特別な利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査等委員は内部監査室等と連携し、効率的な監査を実施しております。なお、監査等委員がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人4名（内部監査室に所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図ることとしております。なお、内部監査室については、管理本部が客観的な評価に基づいた内部監査を実施することとしております。
会計監査人及び内部監査人は、その監査結果について代表取締役社長以外に、常勤監査等委員に対しても報告を行うこととしております。また、その都度、常勤監査等委員と情報交換を行い相互連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

「コーポレート・ガバナンス委員会」

1．目的
・取締役およびＣＥＯの指名、取締役の報酬に関する意思決定等について、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させる
・コーポレート・ガバナンス全般における課題について審議することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化を図る

2．委員会の役割
(1)取締役の指名関連

・取締役の選解任（株主総会議案）に関する事項
・代表取締役の選定・解職に関する事項
・役付取締役の選定・解職に関する事項
・後継者計画（育成を含む）に関する事項
(2)取締役の報酬関連
・取締役の報酬に関する方針、制度等に関する事項
・取締役の報酬を決議するためのプロセスや内容の妥当性の審議等に関する事項
⑶ その他コーポレート・ガバナンス全般
・コーポレート・ガバナンス全般にかかる課題の検討

3．委員会の構成
・独立社外取締役全員と代表取締役を含む数名で構成し、その半数以上は独立社外取締役とする
・委員長は常勤取締役監査等委員が勤める

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の独立性に関する基準または方針を定めており、その選任に際しては、独立性判断基準に鑑み、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
以上のことから、2名の社外取締役全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬については、固定報酬の他、インセンティブとして連結及び担当事業の「売上高」及び「営業利益」の達成状況や業務の貢献度等に応じて一定の基準や評価に基づき支給される短期インセンティブがあり、インセンティブの報酬に占める割合は約1～3割となっております。決定プロセスにおいては、社外取締役中心のCG委員会の諮問・審議を経ることとしております。「売上高」及び「営業利益」を業績連動報酬等の基礎とした理由は、業績管理上、連結を含むグループ各社の重要指標と認識しており、グループ各社の中期経営計画策定上の重要管理指標となっているためであります。
　また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスク、利益の共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指しており、現在、業務執行取締役は全員加入し、固定報酬から自発的に拠出する形をとっております。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社外取締役中心のコーポレート・ガバナンス委員会において、取締役の職位係数に基づき算出される子会社役員の兼務状況など業務の負荷手当を加算した「固定報酬」と業績の達成度や業務の貢献度に応じて算出される「業績連動報酬」(現金)の諮問・審議を勘案して決定する権限を有しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

＜取締役の報酬体系＞
　取締役の報酬は、取締役の職位係数に基づき算出され、子会社役員の兼務状況など業務の付加手当を加算した「固定報酬」と、業績の達成

度や業務の貢献度に応じて算出される「業績連動報酬」（現金）で構成されております。

1．固定報酬
　役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。また、子会社役員の兼務状況により、その役割、業務の付加を勘案し、一定額の手当が加算されます。

2．業績連動報酬（現金）
　連結及び各役員の担当部門（子会社等）の前期業績（営業利益、売上高）の達成度（予算比、前期比）や業務の貢献度を、規定の評価基準に当てはめ算出します。

3．報酬比率
　報酬全体に占める業績連動部分は概ね1～3割となっています。

　なお、監査等委員及び非常勤取締役については、固定報酬のみとなっております。
　また、当期純利益が3割超未達など、大幅に業績が悪化した際には、上記の算出に限らず、役員報酬を減額する場合があります。

＜役員報酬決定プロセス＞
　役員報酬策定については、算出された業績連動報酬を含む個別の役員報酬を、社外取締役全員参加の「コーポレート・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決議することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、社外取締役は内部監査室等と連携し、効率的な監査を実施しております。
なお、社外取締役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。
また、社外取締役に対し、取締役会事務局（総務部）を通じ、取締役会資料の事前配布、事前説明をすることとしており、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において常勤監査等委員より、監査の報告を受けております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査等委員会設置会社であります。当社は、監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、監査等委員以外の取締役3名、監査等委員である取締役3名を選任しております。

「業務執行に関する事項」
当社は、原則として取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、急速な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、適時に取締役会及び社内プロジェクトを開催することによって、意思決定の迅速化を図っております。

「監査等委員会の機能強化に係る取組み状況」
監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（現役の弁護士及び現役の公認会計士）で構成され、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行うこととしております。常勤監査等委員は、取締役会及び社内の重要会議等への出席、内部統制室との連携による社内情報の収集等を通して、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。また、常勤監査等委員は、取締役とともに会計監査人より会計監査の結果・内容についてレビューを受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

「取締役の選任、報酬決定等に関する事項」
当社は、ＣＥＯを含む取締役、経営陣幹部の選任や解任については、これまでの当社業績、企業価値向上への貢献度、キャリア、能力、資質、チームワークで経営にあたることのできる人柄等を総合的に判断し、社外取締役全員参加の「コーポレート・ガバナンス委員会」に諮り、十分に審議、検討の上、取締役会に上程し、決定することとしております。
　経営陣の報酬については、固定報酬の他、インセンティブとして連結及び担当事業の「売上高」及び「営業利益」の達成状況や業務の貢献度等に応じて一定の基準や評価に基づき支給される短期インセンティブがあり、インセンティブの報酬に占める割合は約1～3割となっております。決定プロセスにおいては、社外取締役中心のCG委員会の諮問・審議を経ることとしております。「売上高」及び「営業利益」を業績連動報酬等の基礎とした理由は、業績管理上、連結を含むグループ各社の重要指標と認識しており、グループ各社の中期経営計画策定上の重要管理指標となっているためであります。
　また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスク、利益の共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指しており、現在、業務執行取締役は全員加入し、固定報酬から自発的に拠出する形をとっております。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、社外取締役中心のコーポレート・ガバナンス委員会において、取締役の職位係数に基づき算出される子会社役員の兼務状況など業務の負荷手当を加算した「固定報酬」と業績の達成度や業務の貢献度に応じて算出される「業績連動報酬」（現金）の諮問・審議を勘案して決定する権限を有しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

「会計監査に関する事項」
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、安島進市郎氏及び牧原徳充氏であり、監査法人東海会計社に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化を図り、より透明性の高い経営を目指します。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化により、更なる企業価値の向上を目指しております。監査等委員は3名中2名は社外取締役であり、それぞれ独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。
また、以下の目的で社外取締役全員参加の「コーポレート・ガバナンス委員会」を設けております。
・取締役およびＣＥＯの指名、取締役の報酬に関する意思決定等について、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会にお

ける意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させる
・コーポレート・ガバナンス全般における課題について審議することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化を図る

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、例年法定期日前の早期発送を実施しており、また、発送日前にWEBサイトでの開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	「IRポリシー」を以下のとおり当社WEBサイトに掲載しております。 当社では、以下のIRポリシーに基づき、株主や投資家の皆様に積極的にIR活動していくこととしております。 基本方針 ･当社は、IR活動を通じ、株主･投資家･証券アナリストなど市場の皆様へ、企業価値評価に必要な情報を適時･適切に開示いたします。また、「正確性」･「公平性」･「継続性」をもって積極的にIR活動を実践していくことで、皆様からの信頼と適切な評価を得られるよう努めてまいります。 情報開示の基準 ･当社は、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い情報開示を行います。その他の情報についても、投資判断に影響を与える重要情報や当社に対する理解の促進に資すると考えられるものに関しては当社WEBサイトへの掲載などを通じて公平な情報開示に努めます。 情報開示の手段 ･適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所のTDnetを通じて開示し、当社WEBサイト上にも速やかに掲載いたします。 IRの体制、取り組み状況については、当社では、IR･広報部がIRを担当しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催（今期は、決算説明動画を配信）すると共に、逐次、ニーズに対応した店舗見学会、スモールミーティング、個別面談等を実施することとしております。また、株主･投資家に対し当社WEBサイトにおいて決算説明会資料を開示するなど、公平なディスクロージャーに努めております。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、決算発表及び第2四半期決算発表後にアナリスト･機関投資家向け説明会を開催することとしておりますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、決算発表後のアナリスト･機関投資家向け説明会は中止し、動画配信でのアナリスト･機関投資家向け説明会といたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料に加え、当社の決算概要及び今後の計画をまとめた資料をホームページ上に掲載し、IR情報の充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR･広報部を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス9 原則」の基本理念として、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「サステナブルな取り組み」 （考え方） コメ兵ホールディングスグループにとって、サステナビリティとはビジネスモデルそのものです。 今なお大量の商品が作り続けられ、消費され、廃棄され続けており、それにより世界各地で様々な環境破壊が起こっています。 「つくる責任 つかう責任」は現代の消費社会において、必ず解決しなくてはいけない大きな課題であり、その解決そのものをビジネスとしているのが当社グループです。 私たちはビジネスを通じて「持続可能なバリューチェーン」を構築すべく、様々な取り組みを進めております。 できるだけ長く、たくさんのモノの価値が循環する社会を、生活者と共創していくことを目指しています。 （取り組み） ・商品知識・接客のプロフェッショナル育成 ・リメイクジュエリー等の価値の再生 ・買取イベント「KAITORI GO」を通じてリレーユースを身近に ・偽物排除 ・障害者スポーツ（車いすバスケットボール2チーム）の支援
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス9 原則」において、企業情報の適時開示について規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、グループ全体における業務の適正性を確保するための体制
・当社及びグループ経営に係る重要事項並びに取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り毎月１回以上開催する「取締役会」において行う。
・監査等委員会は、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行う。常勤監査等委員は、「取締役会」に限らず社内の重要会議・プロジェクトに出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査・監督する。
・子会社には原則として監査役を選任する。当社常勤監査等委員と子会社の監査役は相互に連携し、グループ全体の業務執行状況を監視する。子会社監査役は定期的に当社の監査等委員会へ出席し、経営課題の進捗等の情報共有を図る。
・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け「コンプライアンス基本規程」を定める。
　管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループのコンプライアンス体制を統括する。当社の総務部は、グループ従業員に対する教育や啓蒙活動を推進する。
・当社及びグループ会社の経営陣は、その職責に基づいて会社規模に応じた体制構築を進めるとともに、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるため各種施策を推進する。
・法令違反その他のコンプライアンスに関する事案の社内報告体制として、当社の総務部にグループ共通ホットラインを設置するとともに、当社の常勤監査等委員に直接通報、相談できるホットラインを併設する。
・内部監査室は、内部監査に係る諸規程に従い、当社及びグループ会社に対する内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。監査の結果は、その都度、代表取締役社長及び常勤監査等委員、子会社監査役へ報告する。

ロ, 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制・取締役の職務の執行に係る情報につき、「文書管理規程」その他当社又はグループ全体に適用される社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
・監査等委員が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。

ハ. グループの損失の危機管理に関する規程その他の体制
・グループを取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として「リスクマネジメント方針」を定める。リスク管理を経営の中核と位置付け、継続的に実践する。
・リスクの的確な管理を目的として「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題及び対応策を協議する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置する。
・大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とし、管理本部長及び関連する事業責任者等をメンバーとする「対策本部」を直ちに立ち上げ、必要な初期対応を迅速に行うことにより、損害・影響等を最小限に留める体制を整える。

ニ. 当社及びグループ会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、グループ全体の事業戦略の企画・立案、経営資源の最適配分及び戦略の進捗管理を行う。また、当社はグループ全体の事業価値の向上を図るため、子会社に対して必要かつ適切な経営指導、管理等の提供を行う。
・迅速で効率性の高い組織運営の実現を目指し、適宜、子会社への権限移譲を進めるとともに子会社役員及び部門長等のミッションを明確にする。一方で、当社の「取締役会」による経営状態の監視及び執行状況の監督、監査等委員他による横断的な業務監査を通じ、ホールディング体制の下で執行と監督機能の分離を意識した経営を推進する。
・事業年度の初めに「経営計画書」を作成し、グループの全社員に対して、経営方針、経営基本目標、中期経営計画及び事業計画、また、これら計画に基づく全社的な目標を明示・徹底する。各部門及び子会社は、この目標達成に向け具体案を立案・実行する。設定した目標については、定例会議等において、取締役、常勤監査等委員及び各部門責任者により、その達成状況を確認することとする。
・業務執行については「組織規程」、「職務権限規程」等の諸規程に従い、業務の責任者とその責任、各会議で決議可能な範囲を明示することにより統制する。
・主要な執行事案は、当社の代表取締役社長と常勤役員及び執行役員をメンバーとする「エグゼクティブコミッティ」において審議する。また、子会社社長他をメンバーとする「代表者会議」を開催し、グループ内情報の共有と事業進捗のモニタリングを行う。

ホ. 財務報告の適正性を確保するための体制
・会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を子会社を含めて構築する。
・各社の個別決算書類は当社及び子会社の経理部門が作成し、連結決算書類は当社の経理部が作成する。開示書類については各社の経理部門と連携しながらIR・広報部が取り纏める。各プロセスにおいて担当者によるダブルチェックを実施するとともに会計処理プロセス、見積りや評価の妥当性、開示書類の記載内容の適正性について、監査等委員、子会社監査役、会計監査人による厳格な監査を実施する。

ヘ. グループにおける業務の適正を確保するための体制
・リスク管理、コンプライアンス、危機管理体制その他内部統制に必要な制度は、グループ全体を対象とするものとする。当社は業務運営全般を統括するとともに、子会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの整備、運用を支援し、各社の状況に応じてその管理にあたる。
・内部監査室は、当社各部門及び海外を含めた子会社に対する監査を計画
的、かつ網羅的に実施する。グループの内部統制システム及び事務規律の状況を把握し、必要に応じて改善する。
・監査等委員は、当社の内部監査室、子会社監査役及び関連部署、会計監査人と定期的又は随時に情報及び意見交換を行い、監査の実効性の向上を図る。

ト. 監査等委員の職務を補佐すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・現在は監査等委員の職務を補佐すべき専任の使用人は設置していない。なお、監査等委員がその職務を補佐すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により配置できることとしている。
チ. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社又は子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある場合、法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員又は子会社の監査役に報告するものとする。

・常勤監査等委員は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、「取締役会」及び「エグゼクティブコミッティ」他の重要会議やプロジェクトに出席するとともに各種会議議事録、稟議書、重要な契約書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の役員及び使用人から報告を求める。
・常勤監査等委員は、必要の都度、担当取締役又は執行役員、内部監査室長、子会社監査役等とともに、会計監査人より会計監査や内部統制監査の内容について報告を求め、会計監査人との情報交換を反復して相互に連携を図る。
・内部通報制度を含め、当社の監査等委員又は子会社監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。また、その旨を当社並びにグループ会社の役員、従業員に周知徹底する。
・監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当社は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除きその費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、「コンプライアンス9 原則」を定めております。この9 原則の1つとして、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨む」ことを規定しております。
(2) 反社会的勢力排除に向けた取り組みの整備状況
・暴力団、総会屋等を含む反社会的勢力の不当要求に対して、確固たる信念を持ち、毅然とした態度と冷静な対応を心掛けるよう、役員及び従業員に周知、徹底しております。
・正確な事務処理やトラブルへの速やかな対応に努め、機関誌等の購入の強要等をはじめとする反社会的勢力の介入防止を心掛けております。
・不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や内部統制室へ報告を行い、顧問弁護士の活用や警察との連携等、組織的な対応を行うよう、役員及び従業員に周知、徹底しております。
・新規取引先と取引を開始する際、及び、必要の都度、当該取引先が暴力団及びその関係者、並びにその他反社会的勢力等に該当していないかについて可能な限り調査を行っております。また、取引先との契約書に「暴力団排除条項」を盛り込み、取引先が暴力団及びその関係者、並びにその他反社会的勢力等に該当したときは、直ちに本契約を解除できるよう規定しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

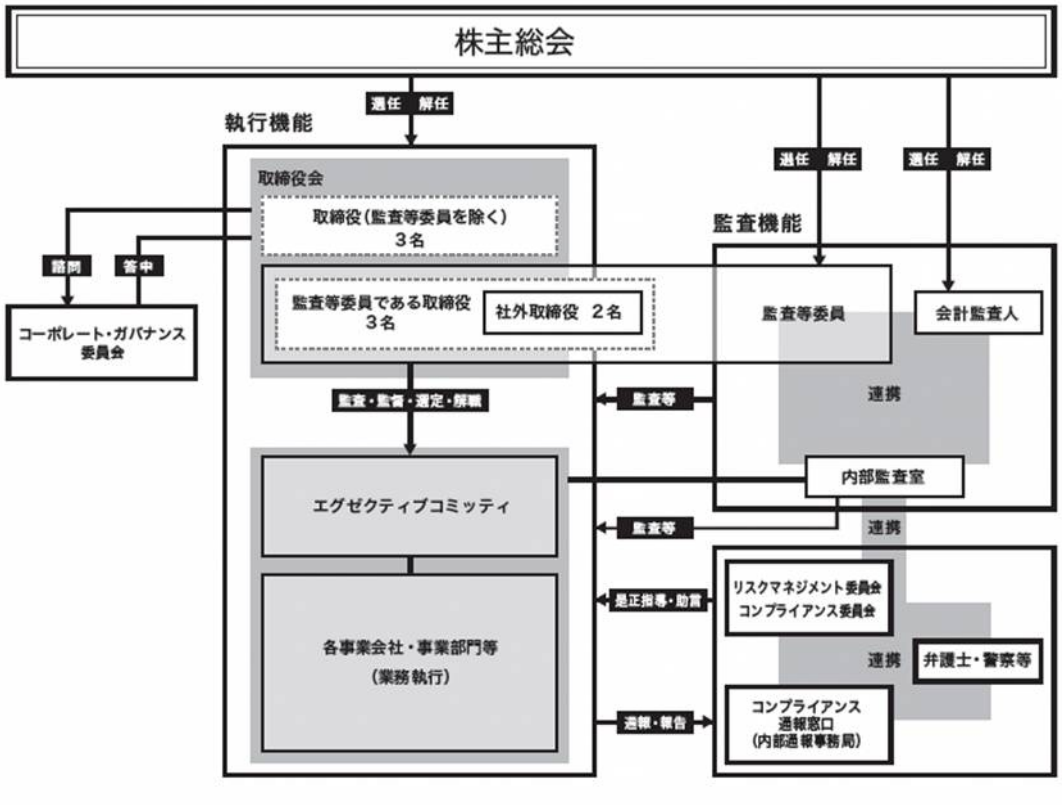
株主総会
選任
解任
執行機能
取締役会
取締役(監査等委員を除く)
3名
監査等委員である取締役
3名
社外取締役　2名
諮問
答申
コーポレート・ガバナンス
委員会
監査・監督・選定・解職
エグゼクティブコミッティ
各事業会社・事業部門等
(業務執行)
選任
解任
選任
解任
監査機能
監査等委員
会計監査人
連携
監査等
内部監査室
連携
監査等
是正指導・助言
リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
連携
弁護士・警察等
通報・報告
コンプライアンス
通報窓口
(内部通報事務局)

【適時開示体制の概要】

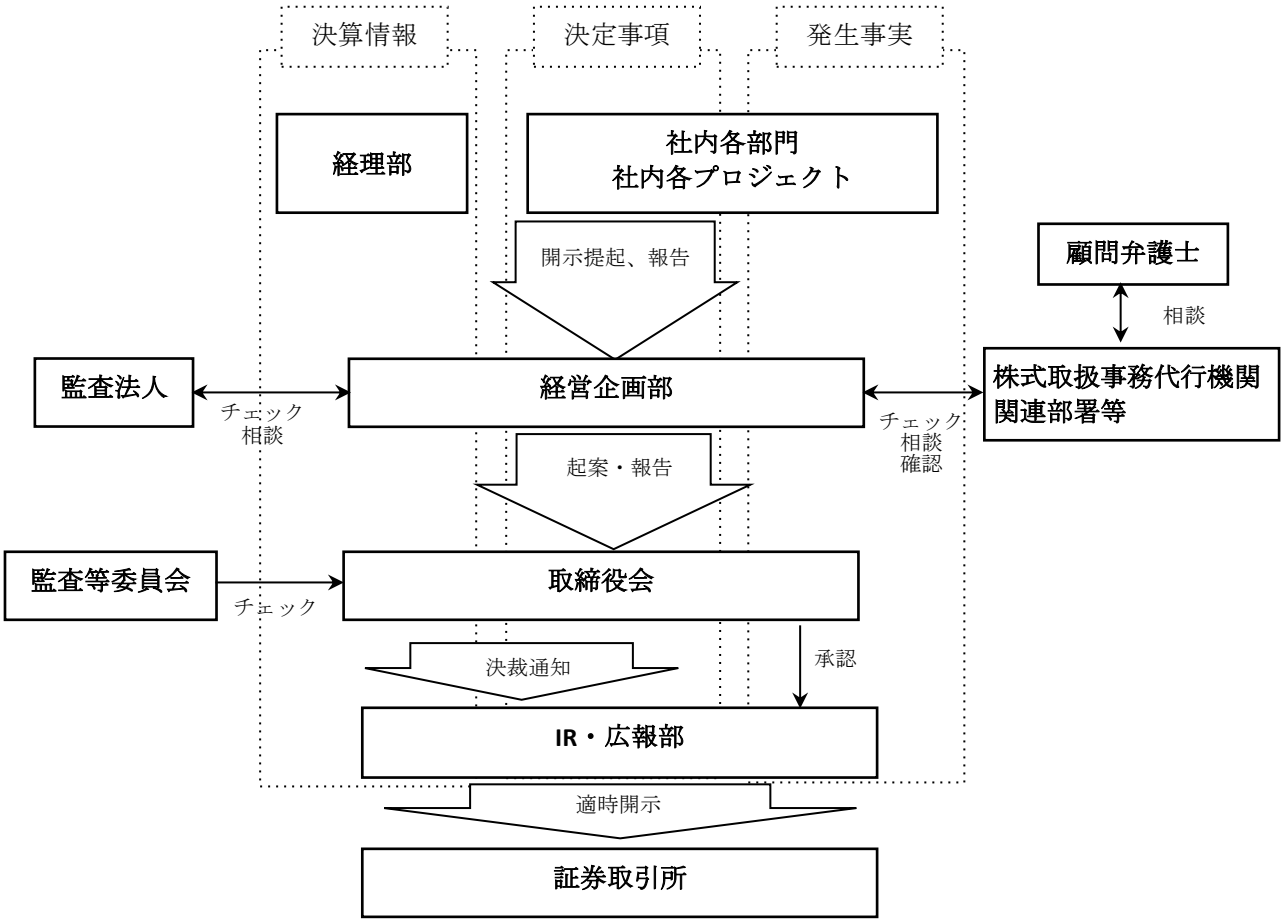
決算情報
決定事項
発生事実
経理部
社内各部門
社内各プロジェクト
開示提起、報告
顧問弁護士
相談
監査法人
チェック
相談
経営企画部
チェック
相談
確認
株式取扱事務代行機関
関連部署等
起案・報告
監査等委員会
チェック
取締役会
決裁通知
承認
IR・広報部
適時開示
証券取引所